

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月25日

四日市市公平委員会委員長 富田俊治

公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年四日市市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第1（第2条関係）	
本庁	
機関	職
議会事務局	局長、次長、課長、副参事
（略）	
教育委員会事務局	副教育長、教育監、同和行政推進監、政策推進監、参事、課長（相当職を含む。）、教育総務課総務グループリーダー、学校教育課長補佐（人事を担当する者に限る。）、学校教育課教職員係長及び主幹（人事、給与を担当する者に限る。）
（略）	
備考（略）	

改正前	
別表第1（第2条関係）	
本庁	
機関	職
議会事務局	局長、次長、課長
（略）	
教育委員会事務局	副教育長、教育監、 <u>理事</u> 、同和行政推進監、政策推進監、参事、課長（相当職を含む。）、教育総務課総務グループリーダー、学校教育課長補佐（人事を担

	当する者に限る。)、学校教育課教職員係長及び主幹 (人事、給与を担当する者に限る。)
(略)	
備考 (略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(公平委員会事務局)